

諮詢相手：防衛大臣

諮詢日：令和6年1月11日（令和6年（行情）諮詢第10号）

答申日：令和7年6月11日（令和7年度（行情）答申第82号）

事件名：「保全責任者補助者の指定等について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる8文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月28日付け近防総総第5202号により近畿中部防衛局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 前提として、審査請求人は未付与業務を強制した本来の業務従事者を確認するためである。

不開示理由として提示した法的根拠の内容と不一致であるため、審査請求を実施するものである。

（ア）平成31年4月～令和3年7月末まで特定部署に審査請求人が在席中、下記の規則に基づいた各様式を要求したが、近畿中部防衛局総務課から原処分を受けた。

（イ）近畿中部防衛局は、その理由を法5条1号の規定に基づき、公にすることにより個人の利権利害を害するおそれと氏名については特定の個人の識別することができる情報であるため不開示としている。

（ウ）しかしながら、本件処分は下記の理由と規定に違反しており、違法である。

付紙（防衛省における法5条ただし書きの解釈）（下記イ）のとおり

（エ）本件処分により、審査請求人は、付紙（防衛省における法5条ただし書きの解釈）からただし書きの法的権利又は利益を侵害されて

いる。

(オ) 以上の点から、本件処分のうち不開示とした部分のその理由に関する部分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

イ 付紙（防衛省における法5条ただし書きの解釈）

(ア) 以下の記載は防衛省ホームページから“防衛省本省における情報公開法に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）”にて一部抜粋

第2 法5条1号に基づき不開示とする情報

～略～

ただし書のイは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、不開示とする個人情報から除外することを定めたものである。

～略～

ただし書のロは、個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法7条）により図られる。

～略～

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることになる場合又は個人の権利利益を害することになる場合を除き、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

(イ) 上記の審査基準の法5条1号ただし書きイについて

a 上記の審査基準にて法5条2号から6号までに掲げる項目に該当しない。

また、該当がある場合は号の説明と具体的な理由がない。

b 不開示理由となる個人の利権利害を害するおそれについての具体的理由の説明がない。

(ウ) 上記の審査基準の法5条1号ただし書きロについて

本件の情報開示請求理由は審査請求人に不当に担当外業務を強制させた事の証明を実施する為である。

被害内容としては、精神科通院、パワハラ及びサービス残業による超過勤務手当未払いである。

そのため、法5条1号ただし書き口に審査請求人の以下の保護をするために公にすることが必要である。

- a 生命及び健康のとしては通院に伴う実績（積極的損害）を保護するため。
- b 生活としては未付与の業務を強制された実績（消極的損害）を保護するため。
- c 財産としてはサービス残業を強要された実績（被財産的損害）を保護するため。

よって、本件処分は規定に違反しており、違法である。

（2）意見書

審査請求人から諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載及び添付資料を省略する。

第3 諒問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる8文書（本件対象文書）を特定し、令和5年8月28日付け近防総総第5202号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

法5条1号の規定に基づき、官職及び階級については、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため不開示とした。また、氏名については、同号の規定に基づき、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

また、当該不開示部分は、秘密文書等を取り扱う可能性のある職員に関する情報であり、これを公にすることにより、当該職員が特定され、秘密文書等の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号の不開示事由を追加する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分のうち、不開示とした部分のその理由に関する部分の取り消し」を求めるが、本件対象文書の不開示部分の法5条該

当性を改めて検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が、同条 1 号及び 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、諮詢庁としては、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 1 月 11 日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 2 月 1 日 審議
- ④ 令和 7 年 4 月 15 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 6 月 4 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第 1 のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮詢庁は、不開示理由に法 5 条 3 号を追加して不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当該不開示部分には、保全責任者及び保全責任者補助者として指定又は解除された職員の氏名等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、秘密保全業務に従事したことのある職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが行われるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 1 号に該当するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定について、諮詢庁が、不開示とされた部分は同条 1 号及び 3 号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、同条 1

号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。
(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 (本件請求文書)

近畿中部防衛局第22号

近畿中部防衛局における秘密保全に関する達

第4条第2項

管理者等は、秘密訓令第4条第1項又は第4項の規定により保全責任者又は保全責任者の職務を代行する職員を指定又は解除したときは、近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

平成31年4月～令和3年7月の間に東海防衛支局から上記記載の局長への報告資料

別記第1の2号様式（第4条第1項関係）

「保全責任者指定書 保全責任者代行者指定書」

第4条の2第2項

保全責任者の補助者を指定又は解除したときは、近畿中部防衛局次長に報告しなければならない。

平成31年4月～令和3年7月の間に東海防衛支局から上記記載の局長への報告資料

別記第1の3号様式（第4条の2第1項関係）

「保全責任者補助者指定書」

2 (本件対象文書)

文書1 保全責任者の解除について（報告）（海防総第1599号。31.4.25）

文書2 保全責任者補助者の指定等について（報告）（海防総第1600号。31.4.25）

文書3 保全責任者の指定及び解除について（報告）（海防総第738号。令和元年7月12日）

文書4 保全責任者補助者の指定等について（報告）（海防総第1596号。令和2年5月8日）

文書5 保全責任者の解除について（報告）（海防総第3544号。令和2年12月1日）

文書6 保全責任者補助者の解除について（報告）（海防総第3545号。令和2年12月1日）

文書7 保全責任者の指定及び解除について（報告）（海防総第1250

号。令和 3 年 4 月 2 日)

文書 8 保全責任者補助者の指定及び解除について（報告）（海防総第 12
51 号。令和 3 年 4 月 2 日）